

子ども医療費助成についてのご案内

四日市市では、現在、15歳到達後の年度末までの子どもを対象に医療費助成を実施していますが、令和6年9月診療分から対象年齢を18歳到達後の年度末まで拡大します。

拡大対象の年齢のお子様がこの助成を受けるには、受給資格の認定を受ける必要がありますので、下記の説明をお読みいただき、受給資格認定申請をお願いします。

※ この案内は、令和6年4月15日時点で本市に居住する年齢拡大対象の子の保護者様あてに送付させていただきました。

1. 対象者 次のすべてに該当する子ども
 - ・本市に住所がある18歳到達後最初の3月31日までの間にある子ども
 - ・国民健康保険の被保険者、社会保険等の被保険者又は被扶養者であること。

※ 生活保護受給者は、公費で医療費が負担されるので、この制度の対象者になれません。

※ 施設に入所中の方は、対象外となる場合があります。
2. 対象の医療費 保険診療分の自己負担分のみが対象となります。食事代および保険適用外の費用については対象外となります。
3. 申請方法 同封の申請書に記入の上、必要書類を添えて返信用封筒（切手不要）で返送してください。
 - ※ 記入方法および必要な添付書類
……裏面、「申請書の記入方法」をご覧ください。
 - ※ 窓口でも申請書の提出ができます。
受付窓口……こども保健福祉課（総合会館3階）、
各地区市民センター（中部を除く）
4. 申請期限 令和6年6月28日（金）
 - ※ 医療費助成が受けられる方には、令和6年8月下旬に受給資格証をお送りします。
 - ※ 申請期限後でも受付いたしますが、受給資格証の送付が遅れることがありますので、ご了承ください。
5. お問い合わせ先 四日市市 こども保健福祉課 給付係
〒510-0085
四日市市諏訪町2番2号四日市市総合会館（市役所隣）3階
TEL：059-354-8083



←この案内文の外国語版をホームページに掲載しています。

- ・ En nuestro sitio web puede encontrar esta guía en otros idiomas.
- ・ यस गाइडको विदेशी भाषा संस्करण हाम्रो वेबसाइटमा पोस्ट गरिएको छ ।
- ・ Phiên bản tiếng nước ngoài của hướng dẫn này được đăng trên trang web của chúng tôi .
- ・ Uma versão em idioma estrangeiro deste guia está publicada em nosso site .
- ・ A foreign language version of this guide is posted on our website .